第六条第一項第十三号中「臓器」を「判定を受けた者から臓器の摘出が行われた場合においては、臓器」に改め、同条第二項第一号中「表示した」を「書面により表示していた場合においては、当該」に改め、同項第二号中「臓器の摘出を受けた」を「前項第十一号に規定する場合に該当する場合であって、臓器の摘出を受けた」に、「場合において」を「とき」に、「臓器の摘出を拒まない」を「当該臓器の摘出を拒まない」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　前項第十二号に規定する場合に該当する場合においては、臓器の摘出を受けた者の遺族が当該臓器の摘出を承諾する旨を表示した書面

第六条第二項第三号を次のように改める。

三　判定を受けた者から臓器の摘出が行われた場合においては、法第六条第五項の書面の写し

第六条第三項中「前項第二号」の下に「又は第二号の二」を、「拒まない旨」の下に「又は臓器の摘出を承諾する旨」を加え、同項第二号中「遺族が摘出を拒まない」の下に「又は摘出を承諾する」を加える。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に行った臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十条第一項の規定による判定（同法第六条第二項に規定する判定をいう。）又は臓器の摘出（同法第六条第一項の規定による臓器の摘出をいう。）に関する記録及び当該記録に添付する書面については、なお従前の例による。

○環境省令第十二号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

四　認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

第十七条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　請求に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

第二十一条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「第七条」を「第八条」に改める。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

附則第二項の見出し及び同項中「第七条」を「第八条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百三十六号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第一項の規定により、同項の事務を次のように指定する。

平成二十二年六月二十五日

法務大臣　千葉　景子

指定の効力が生ずる日

登記所	事　務	指定の効力が生ずる日
山形地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
山形地方法務局村山出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
山形地方法務局寒河江支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
山形地方法務局新庄支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
山形地方法務局米沢支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
山形地方法務局鶴岡支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
山形地方法務局酒田支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二日
高知地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月九日
高知地方法務局いの支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月九日
高知地方法務局香美支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月九日
高知地方法務局須崎支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月九日
高知地方法務局安芸支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月九日
高知地方法務局四万十支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月九日
福井地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二十三日
福井地方法務局武生支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二十三日
福井地方法務局敦賀支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月二十三日
福井地方法務局小浜支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月三十日
鳥取地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月三十日
鳥取地方法務局倉吉支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月三十日
鳥取地方法務局米子支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年八月三十日

附　則

この告示は、平成二十二年六月二十五日から施行する。

○法務省告示第三百三十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年六月二十五日

法務大臣　千葉　景子

住所　兵庫県三田市ゆりのき台1丁目1番地
金弘一　昭和47年11月18日生

住所　兵庫県尼崎市武庫之荘3丁目18番20―103号
千正子　昭和38年2月2日生

住所　兵庫県たつの市龍野町富永390番地1
千**鐵**光　昭和62年11月5日生

住所　兵庫県たつの市龍野町末政156番地1
金信子　昭和35年8月8日生

住所　神戸市長田区長尾町1丁目6番21号
蔣德人　昭和32年12月26日生
洪輝美　昭和36年4月24日生
蔣彩華　昭和62年9月15日生
蔣亮輔　平成2年1月5日生

住所　東京都練馬区豊玉中2丁目12番6号
蔣世翔　昭和60年11月10日生

住所　神戸市兵庫区**塚**本通1丁目2番5―401号
金武宏　昭和53年12月13日生